

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	高齢の障害者に係る医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、高齢の障害者に係る医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢の障害者に係る医療費の助成に関する事務
②事務の概要	1. 事務の概要 加古川市医療の助成に関する条例等に基づき、高齢の障がい者のうち、受給要件を満たす者に対し、保険診療にかかる医療費の自己負担額と一部負担金の差額を助成する。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1) 申請者から受理した申請書について、受給要件の審査及び受給資格の判定を行う。 (2) 受給資格の判定において、本人、配偶者、扶養義務者の課税状況を調査する。 (3) 審査及び判定の結果をシステムに入力する。 (4) 認定の場合は認定通知書または受給者証を交付し、非該当の場合は非該当通知書を交付する。 (5) 年に1回年度更新を行い、今後も引き続き受給要件に該当するか審査する。
③システムの名称	1. 医療助成システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム 4. 統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. かこがわオンライン申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢の障害者に係る医療助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1) 番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第1 3の項 ②番号利用条例施行規則 ・第3条、第33条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの (1) 番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ・第3条 第1項 別表第1 3の項 ③番号利用条例施行規則 ・第3条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療助成年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 医療助成年金課 医療助成係 079-427-9190(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)	[○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	住民基本台帳ネットワークシステム及び統合宛名システムにより照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、医療助成事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であるとえられる。 ・申請書に記載された本人情報の医療助成システムへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の保管・廃棄	
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	・申請書等の様式には必要な情報以外のものを掲載しておらず、記載された情報以外はシステムに入力できない仕組みとなっている。また、申請書等とシステムの入力内容の照合は、複数名によって行われる。 ・庁内からの福祉関係情報等の入手は、庁内連携システムを用いて行われ、必要な情報以外の入手が行われない仕組みとなっている。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月24日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条第8号の規定により定めることと	行政手続における特定の個人を識別するための	事後	－
平成29年5月24日	I 関連情報－5. 評価実施機	されている個人情報保護委員会規則	の番号の利用等に関する法律第19条第8号に	事後	－
平成29年5月24日	関における担当部署－②所属	神戸 生也	鹿間 隆泰	事後	－
平成29年5月24日	I 関連情報－7. 特定個人情報	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	－
令和1年6月19日	の開示・訂正・利用停止請	母子家庭及び父子家庭に係る医療助成情報	高齢の障害者に係る医療助成情報ファイル	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報－2. 特定個人情報	ファイル	②番号利用条例	事後	－
令和1年6月19日	ファイル名	②番号利用条例	・第3条 第1項 別表第1 3の項	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報－4. 情報提供ネッ	・第3条 第1項 別表第1 3の項	・第3条 第1項 別表第1 5の項	事後	－
令和1年6月19日	トワークシステムによる情報連	医療助成年金課長 鹿間 隆泰	(削除)	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報－5. 評価実施機	(新規)	課長	事後	－
令和1年6月19日	関における担当部署－②所属	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	－
令和1年6月19日	I 関連情報－7. 特定個人情報	(新規)	基礎項目評価書	事後	－
令和1年6月19日	の開示・訂正・利用停止請	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－1. 提出する特	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	定個人情報保護評価書の種	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－2. 特定個人情	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	報の入手(情報提供ネットワー	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－3. 特定個人情	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	報の使用－目的を超えた紐付	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－3. 特定個人情	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	報の使用－権限のない者(元	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－4. 特定個人情	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	報ファイルの取扱いの委託－	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－5. 特定個人情	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	報の提供・移転(委託や情報	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－6. 情報提供	(新規)	接続しない	事後	－
令和1年6月19日	ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－6. 情報提供	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	ネットワークシステムとの接続	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－7. 特定個人情	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	報の保管・消去－特定個人情	(新規)	自己点検、内部監査	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－8. 監査－実施	(新規)	十分に行っている	事後	－
令和1年6月19日	の有無	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	IVリスク対策－9. 従業者に対	(新規)	十分である	事後	－
令和1年6月19日	する教育・啓発－従業者に対	(新規)	十分である	事後	－
令和2年6月18日	I 関連情報－3. 個人番号の	①番号利用条例	①番号利用条例	事後	－
令和2年6月18日	利用－法令上の根拠	・第3条 第1項及び第2項 別表第1 5の項	・第3条 第1項及び第2項 別表第1 3の項	事後	－
令和2年6月18日	I 関連情報－4. 情報提供ネッ	②番号利用条例	②番号利用条例	事後	－
令和2年6月18日	トワークシステムによる情報連	・第3条 第1項 別表第1 5の項	・第3条 第1項 別表第1 3の項	事後	－
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目－1. 対	平成28年9月30日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	－
令和2年9月30日	象人数－いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	－
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目－2. 取	平成28年9月30日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	－
令和2年9月30日	扱者数－いつ時点の計数か	平成28年9月30日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	－
令和3年9月14日	I 関連情報－1. 特定個人情報	加古川市高齢障害者医療費助成要綱等に基づ	加古川市医療の助成に関する条例等に基づ	事後	－
令和3年9月14日	報ファイルを取り扱う事務－②	き、高齢の障がい者のうち、受給要件を満たす	き、高齢の障がい者のうち、受給要件を満たす	事後	－
令和3年9月14日	I 関連情報－7. 特定個人情報	加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担	加古川市役所 総務部 総務課	事後	－
令和3年9月14日	報の開示・訂正・利用停止請	当	加古川市役所 総務部 総務課	事後	－
令和3年9月14日	I 関連情報－8. 特定個人情報	加古川市 市民部 医療助成年金課 医療助成	加古川市 健康医療部 医療助成年金課 医療	事後	－
令和3年9月14日	報ファイルの取り扱いに関す	係	助成係	事後	－
令和3年9月14日	I 関連情報－4. 情報提供	(省略)行政手続における特定の個人を識別す	(省略)行政手続における特定の個人を識別す	事後	令和3年9月1日施行の法改正
令和3年9月14日	ネットワークシステムによる情	るための番号の利用等に関する法律第19条第	るための番号の利用等に関する法律第19条第	事後	によるもの
令和4年6月29日	IIしきい値判断項目－1. 対	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月29日	象人数－いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月29日	IIしきい値判断項目－2. 取	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月29日	扱者数－いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	IVリスク対策－8. 人手を介在	(新規)	十分である	事後	
令和7年1月10日	させる作業	(新規)	十分である	事後	
令和7年1月10日	IVリスク対策－11. 最も優先度	(新規)	十分である	事後	
令和7年1月10日	が高いと考えられる対策	(新規)	十分である	事後	
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目－1. 対	令和4年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	象人数－いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	IIしきい値判断項目－2. 取	令和4年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	扱者数－いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月10日	I 関連情報－1. 特定個人情報	1. 医療助成システム	1. 医療助成システム	事後	
令和7年1月10日	報ファイルを取り扱う事務－①	2. 住民基本台帳ネットワークシステム	2. 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和7年1月10日	システムの名称	3. 宛名管理システム	3. 宛名管理システム	事後	
令和7年1月10日		4. 統合宛名システム	4. 統合宛名システム	事後	
令和7年1月10日		5. 中間サーバー	5. 中間サーバー	事後	
令和7年1月10日		6. かがわオンライン申請システム	6. かがわオンライン申請システム	事後	